823
34

毎日記

慶應二年九月ヨリ
同
三年六月

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

35.3.28

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

毎日記

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

卽辰緬惟
文候清寧無勝傾想適承
官階累轉翹賀何極今般僕叨奉再職涉海衆
領講信之
命自揣屡弱下愚恐不勝任切冀憐顧前好恩眷
永不渝矣曲折附在貪知學一口陳故不煩及茲
將菲品聊表達悃更祈順序
珍嗇肅此不備
丁卯五月 日館司平 和時

彩畫臺大硯壹面壹備
彩畫中層匣壹備
鑞累叁鉢壹部
鑞酒瓶壹雙
別雨傘壹柄
別扇伍握壹匣
唐剪子貳握
朱竿煙器伍握
水滴貳箇

△平行上リ

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

際

右之者共文学稽古出精ニ付学問所ニ而出精之旨
並出精候様被仰付候旨文丑帰

五月二日 曇

御目付衆へ

同三日 晴

今般帰帆之唐船弐艘共御目付衆江御届申来
清国商船並弐艘出帆ニ付而ハ奉行衆ゟ可申
付右御役方江可申遣旨ニ而右番所ゟ上候ニ

書付

白砂御仰候

熊浦先船
船頭
良助
船頭中

右今般御渡唐船ニ而渡海之節兼
渡シ相渡候ニ付渡海洋中ニ而天逆風ニ
兼候帰帆之節ニ而張渡ニ相成
以後之順帆ニ可致入精ニ可相成

廿四日　晴

修理大夫
白井三左衛門　惣右

本三左衛門年来勤方宜ニ付而當役被仰付候
其人勤之節御目見ニ付而相勤候旦而時々之
當日迄之在任ニ付無事ニ出席之節
精勤之其人被致勤精雑出張之処
去ル事ニ出会是ニ別之由首折ニ依而出
之ニ取計ひ、御膳之上、御前ニ出座之儀ニ

之趣其上ニ而此方中村翁之筆ニ而申上
下ニ相渡ニ付差上

廿四日

内代官方

佐吉

廿五日　晴

當日御年頭相祝、公儀御礼之節茶町役出仕
拙者出席御対面

一
渡方役所ニ而諸用済出仕候

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

一 然ル上者先紀州船弐艘船之渡候此節差急
紀州船弐艘去月晦日出帆中村ゟ申越候ニ付
留通り此節用所相済去ル二日出帆仕候ニ付委曲
紀浦紀州船之儀五郎助江相尋候処紀州是迄
右之人数ゟ拾両相送候様ニ而紅殻取立
出帆

一 三之丸様同様今日弐艘船中ゟ紀
右之趣此段五郎助殿ゟ被申渡

一 昨日深川氏罷越候ニ付御書類相渡候事

右月用山吉兵衛ゟ封印を以方々人江附紀
右越候ニ付封之儀ニ付右之通り右之事以後相改候

一 三之丸様同様山吉兵衛ゟ大目附中御申
渡ニ付拝借之附深川氏ゟ書類を
差出月用山吉兵衛ゟ封書を以方々人江
附紀右越候ニ付封之儀ニ付右之通右之通
改不申候事

一 大組方五代荒川式部ゟ相渡中相心得
三ヶ年當世助殿ゟ御申渡

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

一 手代組下横目出嶋表当番ツヽ出嶋詰番ニ罷出
出嶋抜荷改当番ツヽ出嶋年番手代玉之浦
出嶋船ヘ帰帆申付

一 和蘭陀船出帆之砌者手代見分之者切支
前々通出帆当日船改同様申付

一 出嶋之出目付出嶋和蘭陀船出帆之節
下知見分之者者差遣

一 唐人番当番ツヽ唐人屋敷当番入来番
遠見番同様之者并出役之唐人屋敷番ツヽ

出嶋詰之御用書物共封印相渡ス
一 唐船当番ツヽ出嶋抜荷改当番
唐船右同断ニ而一艘ニ付両人宛差遣
出役
一 大波止渡船場出役 番所手附ヘ出張
段々同様之所相勤
一 出役人之通申談
一 当番当番ツヽ出嶋抜荷改請取
此度書付差出申

六月晴

[illegible]

〃初順流差度接慰官

[illegible]

覽

一初巡漂差使接慰官奉化縣監李禹載差出之事

丁卯五月初一日

館司 尊公

訓導聖始金知事

別差永叔朴主簿

七月晴

初迎漂差度[illegible]

[illegible]事

五月八日　曇

大船之渡海ニ付、播磨屋江右之通可申
申渡

一　御當地中納言様より大船渡海之儀ニ付
船頭共江申渡、其方江大船九
艘并早川廻船、水主共付人、送
状相渡候、其方共早々、條々之、送度
江戸人、船奉行所　同所船ニ而兼候
見江候通相守、上下相改候

尚又申渡候ハヽ、和泉・細川・紀伊
格二艘宛廣助ニ而切手遣之候様
申渡候

一　中国船早船九艘口入、水主共
九人宛送状相渡候、其方共早々
條之二船送度江戸人、国中船奉行
同所之二船送度、江戸人、儀相渡、二艘宛
川口之兵船奉行、上下之人切手遣之候様
申渡候

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

〃 山本権兵衛義今般出府ニ付遊歴ニ付申出一
代書ヲ以申上置

〃 講堂度ニ付従候段申渡有之候ニ付御判相渡ス
此間相頼候帳ヲ持参致ニ付遣ス返上致
式部殿へ差出ス遣リ申候

五月十日晴

〃 今朝中村氏土方ゟ大船ニ而被出ス旨ニ付
船之義ニ付手紙遣ス浦賀へ参ル講武所之
兄弟順養子之義ニ付吉田ゟ申来ル此又相
二人ゟ書付ヲ相送ル右種々之義ニ付都筑
寺田市郎ゟ清國渡海難船一助之方ニ付ニて
申被下書付相添ニ而一昨八日被
海上風雨強合横浜ヨリ申越ル
大目付ゟ申越候之段

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

十月廿九日雨乍

〃

呈

東萊府使大人　閣下

大差使口陳中已有

東武官使非久出來之言則

彼此接待之節亦當為極難凡百條處順速
擧行善為周旋伏望

丁卯六月　日　館司

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

毎日記

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

覺

一 代官手代ゟ平戸ゟ漂民被送遣候ニ付

役々漂民九人江差遣候ニ付 勤番通詞

小田庄輔 大通詞川本九左衛門被遣

出口付添人出席先例之通漂民九人差出

請取致候ニ付 縣紙ニ而請取手形一代官

手代へ差出候ニ付手形相渡

出役人出役目山田曽作ニ而 [illegible]差添

右ニ付[illegible]通詞[illegible]

漂民請取手形左之通

覺

一 全羅道江津漂民十五名

右者送使依例領來故逢授率去之事

丁卯六月　日　訓導聖始金知事

別差永叔朴主簿

館司　尊公

漂船ニ付出役[illegible]

差添[illegible]

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

方御代官方ニ而手紙ニ而差上

〃今般渡帆之和船参候ハヽ御用済之上引返候
處御用相済候ハヽ早速出帆被成候様御代官方江
可被申達旨済方ニ而手紙ニ而差上

〃右之段ハ御番所江茂不残申達候事

〃高札之写組下横目江為見置候事

〃加判衆江入披見候事

〃唐人船送候申候處各方加判衆同伴ニ而勤
番通詞小田荘蔵并大通詞小田判治候事

〃今日出帆相伴候様被申渡候右之段申達ス
し

和館書翰文

下代

伴告清

右者代り為渡海被仰付前々之通御書翰相渡候間中継相替
此先儀者無用之儀ニ有之候ニ付
前々之儀之通毎年渡海之儀相勤候様被仰付
御之相勤候様被仰付中之様成候様
誠意之通相遂候

同

同　参貫文　覚之助

右同断ニ精勤仕、三ヶ月勤続ヲ相勤候段
奇特ニ付申出し、尤も右之者共力を養ひ奥太之通
申付候

右之銭丈ケ相達、別紙之通来米之内ニ而相渡候
以上

六月三日　御代官方

館司

一　御切紙之記

以手紙申達候、然者下人惣助と申者此節
被呼出候、能浦迄人ニ而被罷出候様申付度候、左様
御承知可被成候、以上

六月三日

右者濱方御代官方ニ下知状差遣候以手紙
相達

白米　壱俵

御徳七月廿日

早田　参處

右者別方為勤番江戸住居ニ而今度交代并
梅方出船致帰候ニ付乗船急艘船中ゟ数拾石
致候ニ付　御手当ニ被下置候ニ付被成下候中御頼之趣向
之者ニ和泉氏ニ而ニ而致候ニ付出船向之者急ニ
所在濱方勤番草勤之義ニ付　御手当ゟ被下候
ゟ数方之素ニ於後方之者出帰筋役所在
被仰出ニ付便道之精勤仕候ニ付而者彼是御
出候之者出候座候事　右之通被仰下候
褒美之
右　同人
右同所方衍之通褒美右之通ニ付之候
右之通下し申渡候以上
六月六日
御　役人
佐藤　源一郎
右方自来之儀ニ付被仰渡候ニ付代官方江相達
大織　百文宛
役所和船
宗祖中
右者今般於出船安船江戸住居仕候ニ付一和之
精勤致候渡海之品者南川江被相渡候事

昨日不出帆ニ付今日和田岬濱邊ゟ讃岸
江順道出精ニ而罷越候處帆中付候所右之
段及御請被申上義夫々通相成候得共
下知申付候以上

六月五日　　　　　仁位孫一郎

御奉行
　　　　　経役介殿
　安達七郎之亮殿
　　　　　下役衆中

〃 卯吉丸昨日船揚申付差渡候御座

六月四日　晴

豪府ゟ御用之儀ニ付下横目渡海旅出帆御座
〃 此節漂出帆中付置候所船私参被成ニ付候御座
〃 館道漂民使者人渡着之進航在住官神
對面之儀ニ付是又右被為在來ル六日ニ付
被成候付同出候ニ付ゟ無事ニ下知申付候旨及返答

六月五日　曇天

今暁七刻比大船壱艘下モ之口ゟ相見候船見ゟ
相届候ニ付浦入ニ付及見分候処船合筑前九艘船
乗候常盤丸水主拾弐人宗旨送状遣
積之荷主深沢運送仕候梅垣市盛丸之下同
封を大京宿一郎之下送宿海福田中乾燥
度旨ニ付横目稲野八郎ニ付切手差遣之家組
役人挑船人壱人ヵ宗組被差出候被成

一かゝる船壱艘長州松谷浦ニ漂着之候船人乗安ニ
乗壊之者四人全死ニ候漂着之者参人日本尚ニ
釜山之者弐人都合九人ニ送還ニ付内死施
壱人ハ佐吉目付封不之候ニ送還ヵ難之候
是悟九郎之儀出来候ヵ乗国者村人弐人
出切手差遣之家組被差出候被成

一船太組頭ても入帳之船伺之荷物ニ付葉府ニ
飛脚指出入帳之使海之候ニ相達ニ付候

御横目作地守懸り之候ニ差いさし以方を任
置下来方諸事方へ相伺ニ成候旨申
〃 然ル上ハ通以上紙相渡
漂民之義以前任役入被次第揚陸御申付済
候趣人相渡一代官四ヶ所相済以上ニ付方へ被
在之以前先格之通下され并以右之内
死骸之儀茂以前御往生目付封印之上ニ而送還
以前役人へ遣し候立合於小濱役人ニ下され
相役并御横目役ニ右之一代官方病乱之方
大小姓御横目衆ハ之趣ニ而代り申渡下され候事
旨御横目役ニ
〃 漂民揚陸之儀役人入被次第ニ而申付候而ハ一
代官病乱之上以前申渡候を代り被相勤
候事先格之通下され并旨ハ之趣ニ
〃 今般之義ニ漂民之内死骸有之候ニ付旅
小濱役人ニ相渡以前役人遣し立会下され候
尤分旨別方御往生目付ニ
〃 稲作八ヶ所差出入来方遂対面添状相

儀九

〃 鶴太郎様飯田能之浦御出張ニ付御代
御出役ニ付宗船ニ而改済之上無之節引下ケ申
御見分ニ而横目組頭中
以下低頭書

〃 田中喜惣ツ為両番所様代役兵庫守

〃 一代官手代り京八之助漂民護送使ニ外
役之漂民在所白毛加列居候ニ付御勤中夜通詞
小田庄浦ニ人通詞川本政吉郎右御掛所番
漂着出府先触之通漂民在所請帯
手数之通書付御見分之通御出分一代官
手代り分出居候御分出役ニ而出役

〃 出府漂人御横目付出役ニ付御礼并京又兵衛等横目
〃 訓導取扱 漂民諸事右之通

覺

一 平安道平壌漂民八名屍身一柩
右者送使依例領来故逢迎接率去之事

丁卯六月 日 訓導聖始金知事
別差永叔朴主簿

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34
ガラス使用